

新植予定地の有効活用 (231)

真室川署 大沢森林事務所 ○井上義正
齊藤春夫
沓沢 貢

はじめに

真室川署における皆伐更新面積はその年により多少の変動はあるが、発生面積はおおよそ70HA前後、更新面積は45HA程度。大沢森林事務所においては、伐採から植栽まで2～3年を要している現状にある。

一般的に伐採後ある程度時間を経過した造林地は、植生の種類にもよるが搬出直後と異なり、放置されている枝条は腐朽を受けやや減少するものの、上層木が無くなることから、広葉樹が旺盛になり手をやくことが多くなる傾向にある。

今回この一時的に遊休となる造林予定地の有効的な利用方法の一つとして「赤カブ」の栽培を実行した結果、良好であったことからこの新植予定地を焼き畑用地として貸付し活用することについて検討したので報告する。

試験地等の概要

1 位置

山形県最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山外20国有林
27林班 ろ小班 内

2 地形等

標高220m 林地傾斜15度 東向き斜面

3 実行前の状況等

平成4年度 製品生産事業(請負)実行箇所
伐採前蓄積 400/m³
スギ再造林予定地

4 地拵の内容

末木枝条量 7.5m³/100m²
草本刈払束数 2.5束
地拵の方法 火入地拵

5 作業人員(100m²あたり)

地拵	3名*4時間
火入立ち合い	4名*4時間
種蒔き	1名*1時間
間引き	1名*1時間*2回

実行内容

8月	上旬	地拵	火入	種蒔き
	中旬			
	下旬			
9月	上旬	間引き	間引き	収穫
	中旬			
	下旬			
10月	上旬	間引き	間引き	収穫
	中旬			
	下旬			
11月	上旬	間引き	間引き	収穫
	中旬			
	下旬			

赤カブを採用した理由

使用する用地が林地であることから、その利用形態があくまで一時的であり、且つ跡地がその後の森林形成に悪影響を与えないことを主眼に置いた結果、火入れ地拵を必要とするが表土流出の無い、いわゆる焼土等の耕うんを伴わない作物、更に使用する土地に権利を持たれない、連作のできない作物として「赤カブ」を選択したところである。

なお、貸付による焼き畑利用を整理すれば次のようになる。

長 所

- 1 貸付終了後、地拵の一部を省略できる。
- 2 2年間程度は草本類の繁茂量が少なく、下刈上も有利である。
- 3 地域（地元）への貢献となる。

短 所

- 1 場所が毎年変わることから、利用者の定着がむずかしい。
- 2 部落からの遠距離区の設定がむずかしい。
- 3 短期利用のため、どんな作物にも対応できない。また、長期間に亘る期間設定に応じることができない。

業務上の問題点（短期貸付箇所の事務処理）

このような短期処理箇所は、借りることを希望する人毎に料金を算出せず、あらかじめ最低料金でどれだけの面積をどれだけの期間貸すことができるかを算出しておき、それに基づき現地を区割りしておけば、事務量も増加しないと考えられるので、事務処理の方法について次のように整理した。

[通常の貸付]	[簡易な方法]
貸付申請書の受理	最低価格で面積を算出
現地調査(測量等)の後復命	(例 貸付期間3箇月 料金¥3,000の場合)
期間、面積等により評定	(貸付できる面積約 1,300m ² 程度まで)
契約、納金、引渡し	計算結果に基づき区域割りと口数を決定
使用の後返地	貸付申請書の受理(料金も一緒に)
跡地検査	区域の指示
	使用の後返地
	跡地検査

おわりに

今回の試験箇所は枝条量が多く、面積は100m²と少ない面積で実行したせいか、実際に種を蒔くことができた比率は60%程度であった、残りは焼け残り枝条量が多く畑として使用できなかった。

借り受け人が火入れを実施しても、やはり半分程度の面積は畑として使用できない場所が発生すると思われる。しかし、火を入れたことにより病害は全く無く、種を蒔いた後の管理は間引き程度で、消毒等は必要なかった。

また「赤カブ」は、鶴岡方面で盛んに作られている作物であり、作付けを行なう人と場所とが一致しない面や、更新に影響を及ぼさない範囲での使用期間と、限定されることが多い訳であるが、支障とならない範囲での有効活用を今後も模索し、森林施業の一助となればと考えている。